

箕面市立病院臨床研修管理委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 箕面市立病院（以下「病院」という。）が臨床研修を実施するにあたり、臨床研修医の採用、評価等の管理について審議するため、箕面市立病院臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうち、病院長が指名又は委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 病院長
- (3) 副院長
- (4) 卒後臨床研修室長
- (5) 卒後臨床研修室副室長
- (6) プログラム責任者
- (7) 基本診療科の代表者
- (8) 看護局の代表者
- (9) 薬剤部又は医療技術局の代表者
- (10) 事務局の代表者
- (11) 研修医の代表者
- (12) 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者
- (13) 市民委員

- 2 前項第1号から第11号までの委員の任期は、その職に在任する期間中とする。
- 3 第1項第12号の委員の任期は、委嘱の都度定める。
- 4 第1項第13号の委員の任期は、2年とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、病院長が指名する委員をもって充てる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会を主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

- 3 委員会は、2分の1以上の委員の出席をもって成立するものとし、出席委員の過半数をもって決議するものとする。
- 4 委員会の議事内容を議事録に記録し、5年間保管するものとする。
- 5 議事内容の内、必要な情報については、病院及び研修協力施設の職員に周知するものとする。

(審議事項)

第4条 委員会は以下の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研修の統括管理に関すること
- (2) 臨床研修プログラムの作成及び管理に関すること
- (3) 臨床研修医の管理（採用、進捗管理、修了認定など）に関すること
- (4) 臨床研修の評価（全体評価、研修医評価、指導医評価など）に関すること
- (5) その他臨床研修に関すること

2 第2条第10号に掲げる委員は、臨床研修医の採用及び終了判定など、研修医個人に関する事項についての審議には参加できないものとする。

(事務)

第5条 委員会の庶務は、職員研修センター卒後臨床研修室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（令和元年箕面市病院事業訓達第5号）

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。

附 則（令和5年箕面市病院事業訓達第10号）